

若者に向けた効果的な自殺対策推進事業公募要綱
～若者に向けた効果的な自殺対策に関する先駆的実践事業～

本事業は、自殺願望を発信する若者が適切な相談相手にアクセスできるような仕組みや心のケア対策を充実させるための効果的な対策について、現在実施している実践的調査研究事業での検討状況を踏まえ、こうした事業に先駆的に取り組んでいる地方公共団体や民間団体による事業実施を通じて、若者に向けた効果的な自殺対策を促進することを目的として実施するものであり、効率的・効果的な事業実施を図るため、当事業の応募及び実施に当たり必要な事項を、「若者に向けた効果的な自殺対策推進事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）に定めるもののほか、以下のとおり定める。

1. 公募する事業

実施要綱3（2）に定める事業とし、事業内容は以下のとおりとする。

（1）若者を相談窓口につなげるための支援に関する実践的事業

ア 検索連動型広告による相談窓口への誘導

- ①インターネット上において「自殺」などのキーワードを検索した者に対して、相談窓口（※）の広告について、次の要件を満たすよう掲出。
 - ・ 広告の方法について効果測定・検証が可能となるよう工夫し掲出。（ランダムに広告を表示させるなど）
 - ・ 特定の対象（性別、年代、地域）に効果的な広告の方法について、検証が可能となるよう掲出。
- ②広告の効果について、相談窓口の閲覧率、閲覧からの相談事業者サイトの閲覧数により測定。

※相談窓口は、厚生労働省ホームページ(下記URL)に掲載されている相談窓口（SNS及び電話）を紹介すること。（自ら相談窓口を設けている場合には、併せて紹介することも可）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaisahukushi/jisatsu/index.html

イ 若者を相談窓口につなげるための動画募集事業

若者を相談窓口につなげるために有効な動画を次の条件により広く一般から募集し、審査・選定を行う。

- ・ 相談窓口（上記ア※）を動画中で表示・紹介すること。
- ・ 3～5分の啓発用と、15秒の広告用の2種類の動画を募集すること。
※それぞれ最優秀の作品を次のとおり活用することを予定。
 - ・ 啓発用は、YouTube、厚生労働省のHPに掲載。
 - ・ 広告用は、自殺予防週間・月間等において、電車内の動画広告、YouTube動画広告に掲載すること等を検討。

また、事業実施にあたり以下を行えることを条件とする。

I 審査に関しては、厚生労働省が指定する自殺対策に関する有識者が行う

こと。

※審査は実施要綱3(1)に定める「若者に向けた効果的な自殺対策に関する先駆的実践事業」(調査研究事業)で設置する「検討委員会」(以下「検討委員会」という)の委員が行う予定。

Ⅱ 選定した動画については、厚生労働省が2次利用することを承諾するとともに、動画制作者に対しても、2次利用の承諾を得ること。

(2) SNS相談に関する様々なノウハウの向上に関する実践的事業(追加)

○平成30年3月(自殺対策強化月間)にSNSを活用した相談支援事業を行う

また、事業実施にあたり以下を行えることを条件とする。

ア 相談員向けマニュアルや相談員に対する研修内容等は厚生労働省とも共有するとともに、別途指示するところにより相談件数や事例を報告すること。

イ 事務局より交付する「SNS相談事業ガイドライン案(仮称)」(以下「ガイドライン案」という)に従った事前研修を実施するとともに、研修内容やガイドライン案の内容について、改善のためのフィードバックを指定された時期に行うこと。

ウ 効果測定のための指標を設け、相談者へのアンケート調査の実施等により、効果の分析を行い、厚労省に提出すること。

(3) 居場所づくりに対する支援に資する実践的事業

○ 居場所間の連携事業

・地域の既存の居場所(主に若者が集まる場を想定)の関係事業者を招集し、自殺対策関係団体から居場所関係事業者に対し、以下のいずれか又は両方の研修を実施する。

①ゲートキーパー研修(テキストは任意。厚生労働省ホームページ掲載テキスト使用可)

②SOSの出し方に関する教育の趣旨について研修(平成30年8月31日付文部科学省初等中等教育局児童生徒課、厚生労働省社会・援護局総務課自殺対策推進室連名事務連絡「児童生徒の自殺予防に向けた困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身につける等のための教育の教材例について」を適宜使用)

・自殺対策の観点から現状を評価するため、居場所が現在果たしている機能と不足していると思われる機能について自殺対策関係団体から居場所関係事業者に対しヒアリングを実施。(ヒアリング項目は厚労省において作成)

・参加した居場所関係事業者に研修の評価についてアンケートを実施。(ゲートキーパー研修やSOSの出し方に関する教育についての研修の有用性など。アンケートは厚労省において作成。)

※なお、応募可能団体については、実施要綱3(2)ア実施主体のとおりであるが、事

業の性質に鑑み、（１）若者を相談窓口に繋げるための支援に関する実践的事業 イ 若者を相談窓口に繋げるための動画募集事業及び（２）SNS相談に関する様々なノウハウの向上に関する実践的事業については、都道府県又は市町村は対象外とする。

2. 提出書類

別添様式で定める書類（原本１部及び写し６部）

3. 提出方法

提出書類の送付先は、次のとおりとする。

【事務局】〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

厚生労働省社会・援護局総務課自殺対策推進室 5階505号室

担当：地域支援係 宛

提出書類のうち、別添協議書（鑑文及び別紙１～別紙４（添付書類を除く））については、書類の提出と併せて電子媒体（Word形式（必要に応じてExcel形式でも可）を下記アドレスにメールで送付すること。（送付する際はメールの件名は「【法人名又は地方公共団体名】若者に向けた効果的な自殺対策推進事業（先駆的实践事業）応募」と入れること。）

※ なお、当該メールが「４」の提出期限までに届いたとしても、提出書類が郵便で届いていない場合には、応募書類を受け付けないので、留意すること。

【電子媒体送付先アドレス】

taisaku-suisin@mhlw.go.jp

※提出にあたっては、「記入上の留意事項」等の不要な記載は削除すること。

4. 提出期限

平成30年12月28日（金）（持参する場合は午後５時まで）

※郵送による場合は当日の消印有効とする。

※提出期限を超過して到達した応募書類については受け付けず返却する。

5. 採択方針等

（１）「１．公募する事業」に示す事業内容を踏まえるとともに、その事業の成果が今後の施策等に反映できるものを対象とする。

（２）次に掲げる事項に該当する場合は原則対象とならない。

ア 他の公共団体から助成を受けている事業

イ 国が別途定める国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業

ウ 都道府県又は市町村が独自に個人に金銭給付（これに準ずるものを含む。）を行い、又は個人負担を直接的に軽減する事業

エ 事業の主たる目的である事務・事業を50%以上外部委託するもの（実施主体が

- 地方公共団体の場合を除く) や、第三者への資金交付を目的とした事業。
オ 事業の大部分が設備または備品費等である事業。
カ 営利を目的とした事業。
キ 財務諸表等の会計書類から法人の経営状況等に深刻な問題があると判断される場合。

- (3) 各事業の事業費の上限は次のとおりとする。
- ・ 1 (1) アの事業については1,000万円
 - ・ 1 (1) イの事業については1,000万円
 - ・ 1 (2) の事業については500万円
 - ・ 1 (3) の事業については500万円
- (4) 対象経費については、別紙のとおりとする。
- (5) 採択事業者数は1 (1) イについては1団体、他の事業についてはそれぞれ1～2団体を予定。

6. 事業採否の決定について

(1) 決定方法

応募された事業の採否については、第三者で構成される評価委員会の評価を踏まえ、予算の範囲内において最終的な事業の採否を決定する。

(2) 評価委員会による審査について

応募のあった事業の提出書類及びヒアリングにより、評価委員会で評価を行う。評価は以下の項目により行う。

- ・ 事業の実現性（準備状況及び実施体制）
- ・ 自殺対策に資する効果的な事業となっているか
(1の(2)の事業については、相談者の抱える課題解決のため必要な支援機関につなげられること)
- ・ 費用対効果の高い事業であるか

7. 応募にあたっての留意事項

(1) 事業の実施体制について

検討委員に、定期的に事業の成果を報告し、評価・助言を受けるなど、より効果的・効率的な事業の実施に努めること。

(2) 実施期間

1 (1)、(3)の事業については
平成31年1月31日～平成31年3月31日とする。

1 (2)の事業については
平成31年3月1日～平成31年3月31日とする。

8. 事業実施上の留意事項

(1) 会計帳簿の保管

当該交付事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備えるとともに、収入及び支出についての証拠書類（契約書、領収書等）は5年間、事業の実施主体において保存する必要がある。

なお、必要に応じて、実地調査等により、事業の実施状況、会計帳簿等を点検する場合がある。

(2) 事業委託について

事業委託を行う際の取扱いを一律に定めているものではないが、各実施主体において定めている規定に基づく適正な支出や委託内容の履行が行われるようにすること。なお、業務委託を行う際は、契約書を双方で保管することになるので留意すること。（保管は（1）と同様5年間）

(3) 交付対象期間

交付対象は、事業の採択に係る内示日以降の事業が対象となるので留意すること。

また、交付事業の進捗に関わらず、平成31年4月1日以降の支払は交付対象とはならない。

(4) 秘密の保持

本事業に携わる者（当該事業から離れた者も含む。）は、個人情報の管理を徹底すると共に、正当な理由がなく事業の実施により知り得た個人情報を漏らしてはならない。

9. 事業終了後に提出する報告書（成果物）等について

「平成30年度地域自殺対策強化交付金（若者に向けた効果的な自殺対策推進事業）交付要綱（平成30年6月4日付厚生労働省発社援0604第3号厚生労働事務次官通知）」に基づき提出する事業実績報告の他、以下に留意すること。

- (1) 事業の成果等については、検討委員会が取りまとめる報告書に反映されることを踏まえ、分析・考察を含め整理し、検討委員会に提出すること。
- (2) 事業終了後、事業実施の結果を取りまとめ事務局に提出すること。
- (3) 事業終了後、事業成果の発表（講演、執筆、会議への出席等）を依頼する場合があるので予め承知されたいこと。

10. 交付金執行の適正性の確保

本交付金は「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年8月27日付法律第179号）の規定により交付される交付金であり、不適正な使用が認められた場合については、刑事罰が科されることがあり、適正な執行に努めること。

また、以下の事項に留意すること。

- (1) 事業の収支報告等の事業実績報告書について、厚生労働省ホームページにおいて公表する場合があること。
- (2) 事業が採択された場合には、法人所属職員に対して、法人内で本交付金に関する不正行為等を発見した場合の国（本事業事務局）への通報窓口を周知すること。

公募要綱「5. 採択方針等（4）」の規定に基づき定める対象経費について

当該事業における交付対象経費は次のとおりであり、下記の事項に留意すること。

諸謝金、賃金、国内旅費、報償費、備品費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）、借料及び損料、会議費、委託料（ただし、対象経費に限る）。

記

○諸謝金

事業の実施に協力した者等に支払う経費。

（例）講演会、講習会、研究会等の講師等の謝礼金、アンケート調査の謝礼品等。

○賃金

事業の実施に必要な一時的な労働の対価として支払う金銭（従前よりボランティア等として参加していた者に対する賃金として支払うことはできない。）。

（例）研修会・シンポジウム等開催における設営準備に係る人件費

（認められない例）従来からの電話相談における相談員など、事業の中核となるボランティア活動の人件費、団体構成員（職員）に対する賃金

○国内旅費

事業の実施に必要な交通費や宿泊費等

（例）研修会・シンポジウム開催において発生する講師等の旅費

（認められない例）団体構成員（職員）の研修旅行等、自殺防止対策としての実態が薄い又は伴わない事業全般 タクシーの使用はやむを得ない場合を除き認めない。

○備品費

事業の実施に必要な器具機械類等の購入費。応募した事業に用いるもので、交付協議時に別途理由書（任意様式）を記載し認められた場合に限る。パソコン等、電気通信機器で汎用性の高いものは原則として対象としない。また、補助金等の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸し付け、担保に供してはならない。

○消耗品費

事業の実施に必要な各種事務用紙、文房具、事業用燃料代、その他の消耗品の代価及び備品に付随する部品等の代価

(例) コピー用紙・筆記用具、ガソリン代、材料費等

○印刷製本費

事業の実施に必要な各種文書、報告書、その他資料等の印刷代及び製本代

(例) 事業実施に必要なポスター・チラシ、教材、活動記録などをまとめた成果物

(認められない例) 団体が定期的に発行している会報

○役務費

事業実施に必要な、新聞、雑誌等による広告、宣伝を行う費用、銀行振込手数料等。

○借料及び損料

事業の実施に必要な会場借料、車両等の借り上げ、駐車料等、専ら申請した事業におけるサービスの提供に供する場合で、サービスの提供に必要な最小限の期間に限る。単に事務を行う場所の家賃は対象とならない。

(例) シンポジウム・研修等に使用する会場料、活動上一時的に使用する車両のレンタル代やその駐車料金

(認められない例) 団体の活動事務を行う事務所の賃料

○会議費

研修会や打ち合わせ等における講師等の飲料等。

○通信運搬費

事業実施に必要な郵便料、運搬料、電信電話料。

○委託費

上記の対象経費のみ対象とする。

※なお、団体の経常的な管理運営経費については対象としない。